

新的外国人来华工作许可制度之常见问题 Q&A

2017 年 04 月 01 日起, 新的外国人来华工作许可制度将在全国范围内实施, 即, 将原《外国专家来华工作许可证》和《外国人就业许可证书》统一为《外国人工作许可通知》、原《外国专家证》和《外国人就业证》统一为《外国人工作许可证》, 并将来华工作的外国人分为外国高端人才 (A 类)、外国专业人才 (B 类)、外国普通人员 (C 类) 三类, 对 A 类和 B 类人员实行计点积分制, 这其中, 大多数可能属于 B 类, B 类人员要达到 60 分才被准予来华工作, 很多人为此来向律师咨询, 律师现就新制度实施的有关部分常见问题予以整理、汇总如下, 供参考 (因为新制度将在全国范围内实施, 涉及全国各个地方的政策口径, 不一而足, 因此, 本文暂以作为新制度先行试点的上海地区的有关政策口径为参考标准)。

Q1: 新制度颁布前办理的《外国人就业证》、《外国专家证》(简称“旧证”), 在新制度全面实施后是否还会继续有效?

A:

1. 旧证只要在其签发的有效期限内, 即使在新制度全面实施后 (即, 2017 年 04 月 01 日之后), 仍然继续有效。
2. 来华工作的外国人也可以选择 2017 年 04 月 01 日之后, 到相关部门用旧证换领新的《外国人工作许可证》(简称“新证”), 当然也可以选择不去换领, 继续持有旧证, 目前相关部门对此并没有强制性要求。

Q2: 目前是否只能办理新证?

A:

不是。目前, 上海市实行新旧证并行政策 (既可办理新证、也可办理旧证), 但是, 2017 年 04 月 01 日之后就只能办理新证了, 相关部门不再对外签发旧证。

Q3: 目前是否还能办理旧证延期?

A:

可以。办理旧证延期, 一般需要在旧证到期前 30 日内提出申请, 有特殊情况, 经相关部门批准后,

外国人的中国在留就劳许可新制度に関する よくある質問 (FAQ)

2017 年 4 月 1 日から、外国人の中国在留就労許可に関する新制度が全国範囲で実施される。つまり、従来の「外国専門家中国在留就労許可証」と「外国人就業許可証」が「外国人就労許可通知」に、従来の「外国専門家証」と「外国人就業証」が「外国人就労許可証」にそれぞれ一本化され、中国に渡航し就労する外国人を外国高度人材 (A 類)、外国専門人材 (B 類)、外国一般人材 (C 類) の 3 タイプに分類する。A 類と B 類の外国人に対しては、ポイント制が実施されるのだが、ほとんどの外国人は B 類に該当することになるであろうとみられている。さらに、B 類の外国人は 60 点に達しなければ中国での就労が認められないとされており、筆者はその方面での相談を受けることが多くなっている。本稿では、新制度の実施についてのよくある質問の一部を以下の通り整理し、まとめた (新制度は全国範囲で実施されるため、全国の各地方政府による政策実施の匙加減に係わってくるものでもあり、これらをひとつ残らず紹介することはできないため、本稿ではひとまず、新制度を率先して試行している上海地区での政策実施の匙加減を参考基準とする)。

Q1: 新制度が公布される前に手続きを行って取得した「外国人就業証」、「外国専門家証」(以下「旧証書」という)は、新制度が全面的に実施された後も引き続き有効であるか?

A:

1. 旧証書が発給された有効期間内であれば、新制度が全面的に実施された後 (即ち、2017 年 4 月 1 日以降) も引き続き有効である。
2. 中国に渡航し就労する外国人は、2017 年 4 月 1 日以降、関係部門にて旧証書を新「外国人就労許可証」(以下「新証書」という) に切り替えることも、切り替えずに旧証書を保有したままにしておくこともでき、現時点では、関係部門からはこれに対する強制的な要求は出されていない。

Q2: 現在は、新証書の手続きしかできなくなっているのか?

A:

間違い。現在、上海市では新旧証書の並行運用政策 (新証書だけでなく、旧証書の手続きも可能) を実施している。ただし、2017 年 4 月 1 日以降は新証書の手続きしかできず、関係部門は旧証書の発給を扱わなくなる。

Q3: 旧証書の延長手続きは今でも行うことは可能なのか?

A:

可能である。旧証書の延長手続きは、通常、旧証書の期間満了日から遡って 30 日以内に申請する必要がある。

可在旧证到期前 90 日内提出申请。但是，2017 年 04 月 01 日全面实施新制度后，则只能申请或换领新证，不能再办理旧证延期了。

Q4: 如何判断自己属于 A、B、C 中的哪一类人员？

A:

相对来讲，C 类人员多是国家实行配额管理的临时性、季节性、非技术性或服务性的人员，特征较为明显，比较容易判断。而判断 A 类和 B 类人员时，较为直接可行的办法则是依照计点积分制的“积分要素计分赋值表”，计算自己的积分，积分在 85 分以上（含 85 分）的，则属于 A 类人员，积分在 60 分以上（含 60 分）、不满 85 分的，则属于 B 类人员。其他具体的判断条件和标准可参照以下规定：

1. A 类人员多指外国高端人才，主要包括：

- 1) 入选国内人才引进计划的外国人才；
- 2) 符合国际公认的专业成就认定标准的外国人才；
- 3) 符合市场导向的鼓励类岗位需求的外国人才；
- 4) 创新创业人才；
- 5) 优秀青年人才；
- 6) 计点积分在 85 分以上的外国人才。

2. B 类人员多指外国专业人才，主要包括：

- 1) 具有学士及以上学位和 2 年及以上相关工作经历的外国专业人才，符合以下条款规定之一的：
 - 在教育、科研、新闻、出版、文化、艺术、卫生、体育等特殊领域从事科研、教学、管理等工作的管理人员或专业技术人员；
 - 执行中外政府间协议、国际组织间协议、中外经贸和工程技术合同的人员；
 - 国际组织驻华代表机构聘雇人员和境外专家组织驻华机构代表；
 - 跨国公司派遣的中层以上雇员、外国企业常驻中国代表机构的首席代表和代表；
 - 各类企业、事业单位、社会组织等聘用的外国管理人员或专业技术人员；
- 2) 在中国境内高校取得硕士及以上学位的优秀毕业生；
- 3) 在国（境）外排名前 100 名的高校取得硕士及以上学位的毕业生；

り、特段の事情がある場合、関係部門の許可を受ければ、旧証書の期間満了日から遡って 90 日以内に申請することができる。しかし、2017 年 4 月 1 日に新制度が全面的に実施された後は、新証書の新たな申請か又は新証書への切替え手続きしか行えず、旧証書の延長手続きはできなくなる。

Q4: 自分が A、B、C のどの分類に該当するのかを判断する方法は？

A:

相対的に見た場合、C 類に該当する外国人は、国の割当管理対象となる一時的、季節的、非技術的、又はサービス分野の者であるため、その特徴もはっきりしており、判断しやすい。一方、A 類と B 類に該当する者を判断する際に、直接的に実行可能な方法は、ポイント制における「採点項目・配点表」に照らし、自己のポイントを合算してみることであり、ポイントが 85 点以上であれば A 類に該当し、60 点以上 85 点未満であれば B 類に該当する。その他の具体的な判断材料及び基準は、以下の規定を参照できる。

1. A 類の外国人は、多くが外国高度人材を指すが、主に以下の者が含まれる。

- 1) 国内人材登用計画において選ばれた外国人材。
- 2) 専門分野での国際的に公認の実績認定基準を満たす外国人材。
- 3) 市場指向に適合する奨励類の職位において必要とされる外国人材。
- 4) イノベーション・起業人材。
- 5) 有能な青年人材。
- 6) ポイントを合算し 85 点以上を取得している外国人材。

2. B 類の外国人は、通常、外国専門人材を指すが、主に以下の者が含まれる。

- 1) 学士以上の学位及び 2 年以上の相應の職務経歴を有する外国専門人材で、以下の項目の何れか 1 つを満たす者。
 - 教育、科学研究、ニュース、出版、文化、芸術、衛生、スポーツなどの特定分野において科学研究、教育、マネジメントなどに従事する管理職又は専門技術者。
 - 中外両政府間の協定、国際組織間協定、中外経済貿易契約及びエンジニアリング技術契約を実行する者。
 - 国際組織の中国駐在員事務所の職員及び国外の専門家組織の中国駐在員事務所の代表者。
 - 多国籍会社が派遣する中間層以上の職員、外国企業の中国駐在員事務所の首席代表者及び代表者。
 - 各種の企業、事業組織、社会組織などで雇用される外国籍の管理職又は専門技術者。
- 2) 中国国内の大学で修士以上の学位を取得している有能な卒業生。
- 3) 国（領域）外のランキング上位 100 校以内の大学で修士以上の学位を取得している卒業生。

- 4) 外国语言教学人员;
 - 5) 计点积分在 60 分以上的专业人才。
3. C 类人员多指外国普通人员, 主要包括:
- 1) 经国务院相关行政主管部门批准(授权)聘用或依据中外政府协议聘用的外国人;
 - 2) 根据政府间协议来华实习、见习的外国青年;
 - 3) 随同外国高端人才来华从事家政服务的外国人;
 - 4) 远洋捕捞等特殊领域工作的外国人;
 - 5) 从事季节性劳务的外国人;
 - 6) 其他实行岗位配额管理的外国人。

Q5: 不符合 A 类和 B 类人员的要求, 能否直接算作 C 类人员?

A:
不可以。C 类人员实行严格的配额管理制度, 而且性质上是临时性、季节性、非技术性或服务性人员, 因此, 原则上是不可以的。

Q6: 按照新制度对 B 类人员的计点积分要求, 不满 60 分怎么办?

- A:**
1. 新制度全面实施后, 对来华工作的外国人将实行“从严政策”, 今后只会越来越严, 计点积分制度会被严格执行。原则上, 对于不满 60 分的 B 类人员, 是无法办理新证的。
 2. 不过, 据了解, 上海地区今后可能有两个突破口:
 - 1) **参照口径**: 在上海地区、本单位缴纳个人所得税满人民币 12 万元/年度的外国人, 可参照永久居留权的规定, 直接被算作 A 类人员, 不受年龄、学历等因素的限制。
 - 2) **试行政策**: 自己在上海地区投资设立一家外商投资企业(外国人个人作为股东), 并担任一定的实际管理职务。该试行政策一直是外国人破格办理就业证的突破口, 目前依然可以适用, 但 2017 年 04 月 01 日全面推行新制度后, 对这一突破口是放宽、还是收紧, 届时还要看新的规定或口径。

Q7: 关于参照口径“缴纳个人所得税满人民币 12 万元/年度”的税单, 是指上一自然年度还是办理就业证延期之前的 12 个月, 能否在新制度全面实施

- 4) 外国語教員。
 - 5) ポイントを合算し 60 点以上を取得している専門人材。
3. C 類の外国人とは、通常、外国一般人材を指すが、主には以下の者が含まれる。
- 1) 国務院の関連行政主管部門による許可(授權)を得た上で雇用され、又は中外政府間協定に従い雇用される外国人。
 - 2) 政府間協定に基づき、中国に在留し実習、研修を受ける外国人青年。
 - 3) 外国高度人材に随行し中国に在留し、家政サービスに従事する外国人。
 - 4) 遠洋漁業など特別な分野で就労する外国人。
 - 5) 季節的業務に従事する外国人。
 - 6) その他職位割当管理の実施対象者となる外国人。

Q5: A 類・B 類の要求を満たさない場合、直接に C 類に該当するとみなすことができるのか?

A:
できない。C 類に対しては厳格な割当管理制度が実施されるうえ、性質上、C 類は一時的、季節的、非技術的又はサービス方面での業務に従事する者であることから、原則的には C 類とみなすことはできない。

Q6: 新制度での B 類に対するポイント要求に照らしてみても、もしも 60 点に達しないとどうなるのか?

- A:**
1. 新制度が全面的に実施された後、中国に渡航し就労する外国人に対しては「厳し目の政策」が実施されることになり、今後は益々厳しくなり、ポイント制は厳格に実施されると考えられている。原則として、60 点未満の B 類外国人は、新証書を申請することができない。
 2. しかしながら、情報筋によれば、今後、上海において以下の 2 つの方法で対応できる可能性があるようだ。
 - 1) **参照基準**: 上海地区で本企业において、個人所得税納付額が年間 12 万元に達する外国人は、永久居留権の規定にならい、直接に A 類の者とみなされ、年齢や学歴などの制限は受けない。
 - 2) **試行政策**: 本人が上海で投資して外商投资企业(外国人個人が株主になる)を設立し、尚且つ実際に一定の管理職を務めるという対策について。この試行政策はこれまでずっと、外国人が就業証を取得するための特例措置として実施されてきたものであり、現時点でもまだ実施されているが、2017 年 4 月 1 日に新政策が全面的に実施された後、この解決策の適用規制が緩和されるのか、それとも厳しくなるのかは、新规定又は新基準の状況により判断していなければならない。

Q7: 参照基準での「個人所得税を年間 12 万元納付」したことの納税証明書とは、前年度(暦の上での年)のものなのか、それとも、就業証の延長手続きを行う時点か

前调整工资？

A:

上海地区现行口径只要求外国人在上海地区、本单位年度缴纳个人所得税满人民币 12 万元/年度，对于近期能否调整工资，以及税单的时间节点等问题并没有明确要求（建议以相关办证部门的实际要求为准，事前到实际办理的窗口<各个区均开设了具体的办事窗口>进行沟通确认）。

另外，这只是上海地区相关主管部门以往操作层面上的一个参照口径，并没有书面的法律依据，但据了解，今年内可能会有相关的法规政策出台。

Q8: 按照新制度对 B 类人员计点积分的要求，已满 60 分，但年龄超过 60 周岁的人员怎么办？

A:

新制度中明确规定：“外国专业人才（B 类人员）符合计点积分外国专业人才标准的，应当不超过 60 周岁”。同时，新制度中虽有“确有需要的，可适当放宽年龄、学位或工作经历等限制”的规定，但是，我们通过相关部门了解到，B 类人员原则上是不应超出 60 周岁的（即，若年龄超过 60 周岁，即便积分达到 60 分或以上，也有可能无法办理新证）。

Q9: 作为企业的法定代表人或者总经理等职位，在积分或年龄方面有无变通措施？

A:

目前没有变通措施。新制度下，即便是企业的法定代表人或者总经理等重要职位，可能也无法像以前一样实行变通政策了（上海地区之前的变通政策：超出 60 周岁的法定代表人、董事长、总经理，或具备专业技术的人员，可变通办理就业证）。

另外，此类人员通常也属于 B 类人员，如果积分未滿 60 分，也可参照 Q6 答复中的“参照口径”和“试行政策”尝试办理新证。

新制度目前在上海等地区也还只是试行阶段，2017 年 04 月 01 日起将在全国范围内实施，此后，全国各个地方的政策口径、实务层面的变通措施等，还有待进一步跟踪、关注。

（里兆律师事务所 2017 年 03 月 06 日编写）

ら遡って 12 ヶ月間のことを指すか？新制度が全面的に実施されてしまう前に給与を調整することは可能か？

A:

上海地区の現行の方針上は、外国人に対し、上海地区の本企業において、個人所得税を年間で満 12 万元納付することだけしか求めておらず、新制度が実施される直前に給与を調整してもよいのかどうか、及び納税証明書の時間的節目などについて、明確な要求はない（実際に手続きを行う際には証書取扱部門からの実際の要求が基準となり、予め取扱窓口（各区で事務取扱窓口が設置されている）に問い合わせ確認しておくのもよい）。なお、これは単に上海地区の関係主管部门における従来の実務取扱上の参考基準であり、明文化された法的根拠はないのだが、情報筋によれば、係る法規・政策は今年中に公布される見込みのようだ。

Q8: 新制度での B 類に対するポイント要求に照らすと 60 点に達しているが、年齢が満 60 歳以上の場合はどうすればよいのか？

A:

新制度では「外国専門人材（B 類外国人）は、ポイント制における外国専門人材基準に合致する場合、満 60 歳を超えてはならない」との明確な規定がある。また、「どうしても必要な場合は、年齢、学位、又は職務経歴などの制限を適度に緩和することができる」との規定があるのだが、筆者が関係部門に確認した限りでは、B 類の外国人は原則として満 60 歳を超えてはならない（つまり、年齢が満 60 歳を超えた場合、たとえポイントが 60 点以上に達していても、新証書を申請できない可能性がある）。

Q9: 会社の法定代表者又は総経理などの職位に就く場合、ポイント又は年齢方面での弾力的措置はあるか？

A:

現時点では、弾力的措置はない。新制度の下では、会社の法定代表者又は総経理などの重要なポストに就く場合であっても、従来のような弾力的措置を受けることはできないであろうと思われる（上海地区での従来の弾力的措置として、満 60 歳以上の法定代表者、董事長、総経理、又は専門技術者は、基準を緩和してもらい業証手続きを行うことができた）。

また、このタイプの外国人も通常、B 類に該当するため、もしもポイントが 60 点に満たなければ、Q6「回答」の「参照基準」及び「試行政策」を参照して、新証書の手続きを試みるとよい。

なお、新制度は上海などの地区ではまだ試行段階にあり、2017 年 4 月 1 日から正式に全国範囲で実施される。全国の各地方政府による政策の実施方針、実務上の弾力的措置などがどうなるのかは、その後さらに追跡し、注意を払っていく必要がある。

（里兆法律事務所が 2017 年 3 月 6 日付で作成）